

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

ページ

告 示

○宮城県議会定例会の招集

（財政課）

一

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定障害福祉サービス事業者の指定

（障害福祉課）

一

○特定計量器の定期検査の実施

（産業立地推進課）

一

○平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく

漁業共済に係る加入区の設定）の一部改正

（農林水産経営支援課）

一

○認証食品の認証（二件）

（食産業振興課）

二

○道路の区域変更

（道路課）

二

○道路と都市公園との兼用工作物の管理の方法に係る協議の成立

（同）

三

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

（原子力安全対策課）

三

○開発行為に関する工事の完了

（建築宅地課）

五

告 示

○宮城県告示第五百十三号

平成二十六年六月十三日、宮城県議会定例会を仙台市に招集する。

平成二十六年六月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第五百十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十

一条第一号の規定により告示する。

平成二十六年六月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇二一〇一四〇	共生型福祉施設はびねすプラザ 石巻市鹿妻南二丁目二番八号	生活介護	社会福祉法人 夢みの里	平成二十六年 六月一日
〇四一〇七〇〇三四八	訪問介護ステーション ハウス・クルーナ 名取市杜せきのした 五丁目十二番七号	居宅介護 重度訪問介護	医療法人一秀 会	平成二十六年 六月一日
〇四一二三〇〇二二	松島医療生活協同組合 まつしまホームヘルパー 宮城郡松島町松島字 普賢堂一番地四まつ しまの郷	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	松島医療生活 協同組合	平成二十六年 五月一日

○宮城県告示第五百十五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十六年六月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十六年 七月十六日	女川町全 域	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	女川町総合体育館

○宮城県告示第五百十六号

平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部を次のように改正し、平成二十六年六月六日から施行する。

平成二十六年六月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

法第百四条第二号に掲げる漁業の表中

「気仙沼市、南三陸町」に「1. 総トン数10トン未満の漁船により稼受網を使用してさんまを」

宮城県漁業協同組合の唐桑支所、気仙沼地区支所、大谷本吉支所、歌津支所及び志津川支所の地区)	とることを目的とする漁業
	2. 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業

改める。

○宮城県告示第五百十七号
宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十六年六月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

気仙沼市、南三陸町、石巻市区域（宮城県漁業協同組合の唐桑支所、気仙沼地区支所、大谷本吉支所、歌津支所及び志津川支所の地区）	1. 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業
	2. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業

改める。

石巻市区域（宮城県漁業協同組合の表浜支所の地区）	1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業
	2. 総トン数20トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業
	3. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業
	4. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、ことごとく1から3に掲げる漁業に棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業及び小女子をとることを目的とする漁業以外の漁業
	5. 小型定置漁業

石巻市区域（宮城県漁業協同組合の表浜支所の地区）	1. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業
	2. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業
	3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、ことごとく1及び2に掲げる漁業に棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業及び小女子をとることを目的とする漁業以外の漁業
	4. 小型定置漁業

認証番号	品目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
百五十	ジャム類	鎌戸 啓子	夏そら工房	亶理郡亶理町吉田字作田吹田七十八番地一
二百十	ジャム類	鎌戸 啓子	夏そら工房	亶理郡亶理町吉田字作田吹田七十八番地一

一 認証年月日
平成二十六年五月二十一日

二 認証食品
宮城県告示第五百十八号
宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十六年六月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

認証番号	品目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
二百十	蒸し・ゆで魚介藻類	有限会社ウツミ水産代表取締役 内海春寿	有限会社ウツミ水産	宮城郡利府町赤沼字井戸尻六十八番地
二百十	焼き魚介類	有限会社ウツミ水産代表取締役 内海春寿	有限会社ウツミ水産	宮城郡利府町赤沼字井戸尻六十八番地

一 認証年月日
平成二十六年五月二十八日

二 認証食品
○宮城県告示第五百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三九八号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	四八・一 六〇・二	四六・四 五三・一	三五・一 三五・一

○宮城県告示第五百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二十条第一項の規定に基づき、道路と都市公園との兼用工作物の管理の方法に係る協議が次のとおり成立した。

その関係図面は、平成二十六年六月六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）、宮城県仙台土木事務所及び大和町役場において一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類及び路線名並びに都市公園の名称
 - (1) 道路の種類及び路線名 一般国道大衡仙台線
 - (2) 都市公園の名称 仙塩広域都市計画緑地 四号 小野南緑地
- 二 兼用工作物の位置及び範囲 黒川郡大和町小野字一ノ渡戸二十一番三地区内及び同町小野字蛇石山七番六地内
- 三 兼用工作物の管理者
 - (1) 道路管理者 宮城県知事 村井 嘉浩
 - (2) 都市公園管理者 大和町長 浅野 元
- 四 管理の内容
 - (1) 兼用工作物の管理は、道路管理者が行うものとする。

公 告

- (2) 兼用工作物の災害復旧は、道路管理者が行うものとする。
- (3) 兼用工作物に関し行政処分を行う場合には、道路管理者が行うものとする。
- 五 管理の期間 平成二十六年四月一日から都市公園を廃止したとき又は道路としての使用を廃止したときまで

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十六年六月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
 - 1 調達案件及び数量 環境放射線監視システム更新業務 一式
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 委託期間 契約締結の日から平成二十七年三月二十七日まで
 - 4 履行場所 仕様書による。
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等
 - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。
 - 3 2以外の者で開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - 6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更

生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 公告の日から開札の日までの間、宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者で入札への参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局 契約課物品班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二一三三三

(二) へ平成二十六年六月二十五日（水）午後五時までに提出すること。

四 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願いを提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県環境生活部原子力安全対策課女川原発安全対策班（担当 青木 崇 電話〇二二二二二一三三三）

3 入札説明書の交付期限

平成二十六年七月一日（火）午後五時まで

4 一般競争入札参加資格審査

入札への参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

5 入札書の提出期限及び場所

(一) 日時 平成二十六年七月十五日（火）午後五時まで

(二) 場所 2に同じ。

(三) 郵送により入札書を提出する場合は、(一)の日時までに配達証明付書留郵便にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十六年七月十六日（水）午前十一時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁行政庁舎十三階環境生活部会議室

五 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

六 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十三年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。
- 3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
- 4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加えた金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- 6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無
- 7 契約書作成の要否 要
- 8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 9 詳細は入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Nature of Service(s) : Update of environmental radiation monitoring system (software and hardware included)
- 2 Period of Contract : From the contract conclusion to March 27, 2015.
- 3 Deadline to Submit Bid : July 15, 2014, 5 : 00 pm.
- 4 Place and Time of Bid Selection : July 16, 2014, 11 : 00 am., Miyagi Prefectural Government building, 13th Floor, Environment and Lifestyle Department Meeting Room
- 5 Contact : Takashi Aoki, Nuclear Energy Safety Policy Division, Environment and Lifestyle Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel.: 022-211-2607

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年六月六日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩
 黒川郡富谷町富谷字一枚沖四番一、五番一、六番一、八番一、十番、十一番、十二番一
 仙台市若林区荒井字堀添六十五番地の一
 有限会社あおい訪問看護ステーション